

令和6年3月21日 開会
令和6年3月21日 閉会
第 35 回
(通算第 224 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 3 号	
吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。	
令和6年3月12日	
吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学	
1	日時 令和6年3月21日
2	場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 35 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日 令和6年3月21日		
招集の場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室		
応 招 委 員	農 業 委 員	会 長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
	不応招委員 なし	
出 席 委 員	農 業 委 員	会 長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 齋藤一政 田中一成 三浦浩明 右田巧 本廣順保
	農 業 委 員	
欠 席 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	近藤彰彦 橋本俊郎 房崎主税
欠 員 なし		
本回の議長 会長 齋藤学		
本回到職務のために出席したものの職氏名 事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央		
開 会 議長は 9時00分 開会を宣告		
閉 会 議長は 9時20分 閉会を宣告		
本回提出議案及び日程 別紙のとおり		
議事録署名委員の指名 河野達 山吹寛		
会期の決定 令和6年3月21日		
開 議 令和6年3月21日		
備 考		

第 35 回農業委員会
(通算第 224 回)

令和6年3月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	本日の欠席の方は、橋本さん。近藤さんと房崎さんは今の所連絡はいただいてないんですが、農業委員さん１２名の内１２名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	議事録署名委員として河野達委員、山吹委員を指名します。
事務局	議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、ですが、申請者の〇〇さんから、来月に延期したいと言われました。理由は地区担当の農業委員さんの聞き取りの日程調整が合わないため、急ぎでないため延期したいそうです。
議 長	という理由でございまして、皆さんの承認をよろしくお願いします。 それでは、今説明が終わりました１号議案はそういう事でございます。 議案第２号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第２号について説明します。 この農用地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。 ２ページをご覧ください。こちらに掲載しているものは、農地中間管理機構をとおした農地の利用権設定です。標題に（一括方式）と記載しているのは、中間管理機構への貸付と、転貸される耕作者の承認を同時に行う方法です。 《読み上げ》 次は、３ページをご覧ください。 次は相対の貸し借りです。 新規のみ読み上げます。

事務局	《読み上げ》 以上ご審議をお願いします。
議長	はい、説明は以上のような事でございます。第2号議案の利用権設定と新規につきまして、ご意見のある方、挙手をもってお願いします。
三井委員	いいですか？確認。
議 長	はい
三井委員	確認なんですけどね、この〇〇の〇〇と〇〇なんじゃけれども、〇〇さん、まゝこれ〇〇さんなんですけど、これって〇〇？〇〇？
事務局	〇〇ですよ？ 大豆は〇〇で〇〇に出荷されるそうでして、そこから加工用に〇〇が買われるんです。
三井委員	味噌の大豆？
事務局	はい
三井委員	それとね、〇〇、いうのは、あれ住所は〇〇なの？
田村委員	〇〇さんの実家の住所になっていて、本人は〇〇に住んでいます。
三井委員	住民票が〇〇にあるの？
事務局	これは、多分住民票のとおりに出しているので、〇〇が住所なんだと思います。
三井委員	住んどるのはあそこに住んどるんじゃろ？
事務局	住んでいるのは〇〇だと思います。
三井委員	まゝしょーもない事聞いたんですけど。

議 長	ほかにありますでしょうか ないようでしたら採決の方に移らせていただきます。 第 2 号議案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、全員賛成でございますので認可されました。 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします
事務局	13 ページをご覧ください。この農地法第 18 条第 6 項の届出は、農地の貸し借りがされていたもので合意解約された案件の届出です。 1 番は〇〇で、〇〇さんの農地が〇〇さんから返却されました。 ここは〇〇さんが借受けます。 2 番は〇〇で、同じく〇〇さんの農地が〇〇さんから返却されました。 理由は健康上の問題だそうです。 3 番以降は、借受人の〇〇さんから申し出があって、P17 までありますが、終期を統一したいため、一回解約して再度契約することになりました。 以上で説明を終わります。
議 長	報告第 2 号 非農地証明交付申請について、事務局より報告をお願いします。 18 ページをご覧ください。これは 1 月に非農地証明書の交付申請があったものについて、委員さんに現地確認をいただき、非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の委員さんからご報告をお願いします。
議 長	それではお願いします。
森下委員	おはようございます。 2 月 17 日の土曜日に河野達委員、房崎委員の 3 人で現地を確認してまいりました。 早くやりたかったんですが、雪とかで現場に入れない山林部分がありましてので、2 月 17 日になったわけでございます。 これにつきましては 2 月の総会の時にも申しましたように、昭和 38 年の豪雪の時に近くにあった家屋自体が崩壊した前から、今の〇〇の方に引っ越されてまして、そのまま誰も作ることなく荒れてきた、という事でございまして、

議 長

もうこれ以上農地として利用するには難しいと、委員３人の意見が一致しまして、事務局に報告した次第です。

よろしくお願いします。

現地の方は森下委員さんから報告があったとおりでございます。

以上、本日提出しました議案につきまして、終了します。

午前 ９時 ２０分閉会